

AEO 制度は

- 国際物流におけるセキュリティ確保による**国民生活の安全・安心の確保**
- 貿易の円滑化による**国際競争力の向上**

を目指しています。

AEO 制度 利用するには

物流に関する業務について、

税関手続等に関する法令（関税法等）の遵守

法令違反について、未然防止に努め、また、法令違反が発生した場合に適正な連絡・再発防止策が講じられる体制

取扱貨物の安全の確保

貨物に「盗難・すり替え・差し込み」がされない体制

を整備して頂く必要があります。

AEO 制度 背景

平成13年(2001年)の同時多発テロ(米国)を契機に

国際物流の
セキュリティ確保

物流円滑化
の推進

の両立を
目的として
導入された

官民パートナーシッププログラムです。

AEO 制度 概要

貨物のセキュリティ確保と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化を提供する制度です。日本は、平成18年(2006年)に導入し、これまで700を超える事業者が参加。

対象事業者 輸出者、輸入者、倉庫業者、通関業者、運送者、製造者

AEO 制度 効果

税関は、AEO事業者に対して、以下の通り、簡素化・迅速化した税関手続を提供

輸出入通関において、審査・検査が軽減され、リードタイムの短縮及びコストの削減が可能

貨物の国内到着前に輸入許可を受けることが可能（輸入手続）

輸入貨物の引き取り後に納税申告を行うことが可能（輸入手続）

貨物が自社倉庫等にある状態で輸出許可を受けることが可能（輸出手続）

運送ごとの保税運送承認が不要（保税運送手続）

貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出入申告が可能

新たな保税蔵置場等を設置する場合、税関の許可が不要（税関への届出のみ）

税関に届け出た倉庫等における保税地域許可手数料が免除

等 その利便性の
向上が期待されます。

AEO 制度 利用者の声

社内の情報連絡・共有が進み、また、各種業務の手順化により業務の正確性が向上した。

確実な税関手続／貨物管理が履行できる事業者として、荷主にPRでき、契約面で有利に働いた。

貨物の輸入について、貨物の引き取り後に一括で納税申告を行うことができ、その際の担保負担が軽減された。

自社貨物の物流についての予見性が高まり、リードタイムの短縮、在庫減少等によりコスト削減に繋がった。

社員の法令遵守・セキュリティ意識が向上し、社内管理の一層の効率化に繋がった。

AEO制度は、現在、
世界90以上の国・地域
において導入されています。

AEO 制度 確認事項

認定要件チェックリストにより貴社の体制をチェックしてみてください。

- ✓ 法令遵守体制
- ✓ 適正な税関手続
- ✓ 貨物、輸送、敷地等のセキュリティ確保
- ✓ 内部監査
- ✓ 委託先管理
- ✓ 税関との連絡体制、社内連絡体制
- ✓ 教育・研修

等

詳しくは税関HPをご覧ください

AEO チェックリスト

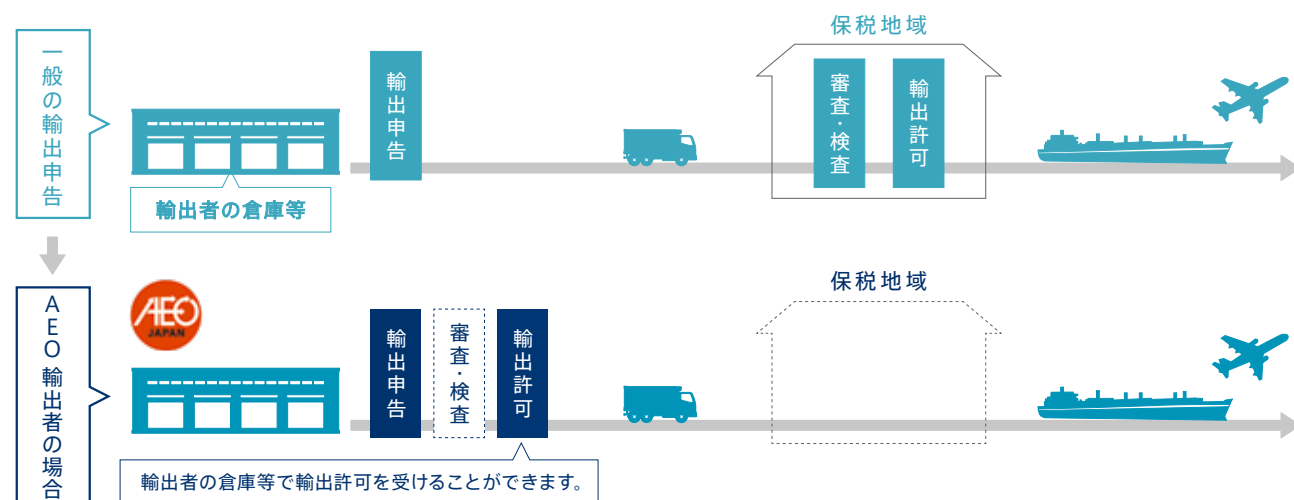
検索

また、AEO制度を有する二国間で、それぞれのAEO制度及びAEO事業者を相互に承認するAEO相互承認が各国で締結されており、その数は90以上になります。

AEO相互承認により、締結した相手国において、通関上の審査・検査の軽減等を受けることが可能です。

AEO 輸出者になると

輸出貨物を保税地域に搬入することなく、輸出申告を行い許可を受けることが可能となります。(下図参照)



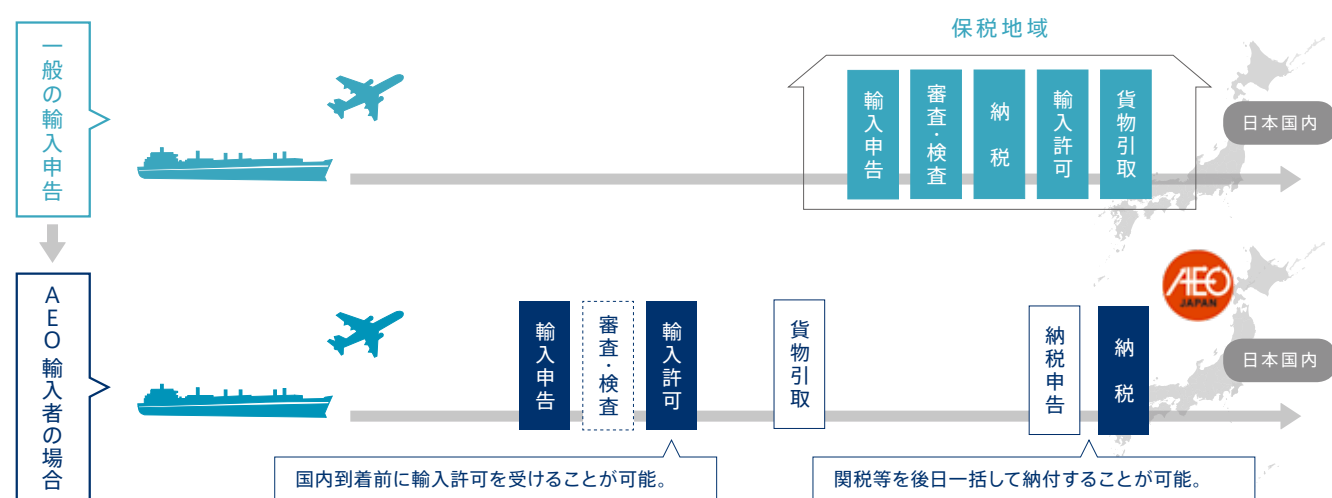
その他のメリット

- コンプライアンスを反映した審査・検査率の軽減 → 予見可能性が向上し、リードタイムの短縮・在庫の圧縮に繋がります。
- 通い容器（リターナブルラック等）に関する免税手続の簡素化（※ AEO 輸入者の取得も必要）
- 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告が可能
- 加工又は修繕のため輸出入される貨物に係る輸出申告時の手続の簡素化（定 11・暫 8 の 7）

等があります。

AEO 輸入者になると

輸入貨物を保税地域に搬入することなく、輸入申告を行い許可を受けることが可能となります。(下図参照)



その他のメリット

- 輸入貨物の輸入（引取）申告と納税申告を分離して行うことが可能
- 輸入（引取）申告の翌月に1か月分をまとめて納税申告することが可能
- 加工再輸入減税制度（暫 8）の減税手続の簡素化
- 加工又は修繕のため輸出入される貨物に係る輸入申告時の手続の簡素化（定 11・暫 8 の 7）
- コンプライアンスを反映した審査・検査率の軽減 → 予見可能性が向上し、リードタイムの短縮に繋がります。
- 通い容器（リターナブルラック等）に関する免税手続の簡素化（※ AEO 輸出者の取得も必要）
- 一定の条件の下、輸入貨物の引取に係る担保の省略
- 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸入申告が可能

等があります。

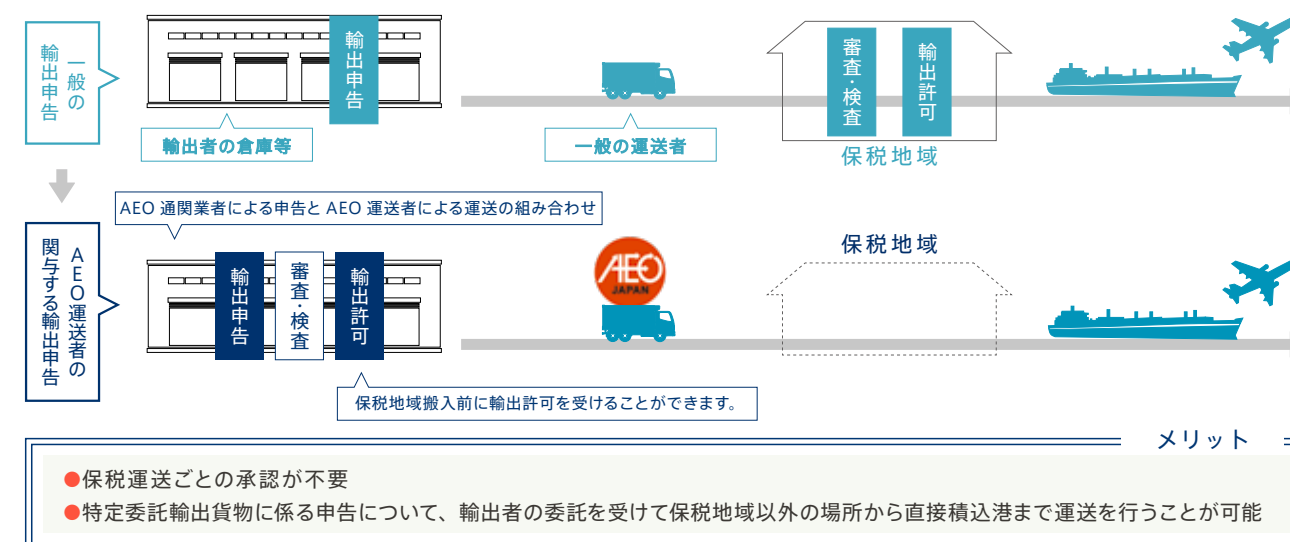
AEO 倉庫業者になると



メリット

- 設置の期間は6年を超えないもの → 承認の期間は8年
- 保税蔵置場等の設置に税関長の許可が必要 → 税関長へ届け出ることによって設置が可能
- 個々の許可は、都度の更新が必要 → 個々の届出は、更新が不要
- 許可手数料の納付が必要 → 許可手数料が免除される
- 一定期間ごとに税関検査 → コンプライアンスを反映した税関検査の軽減

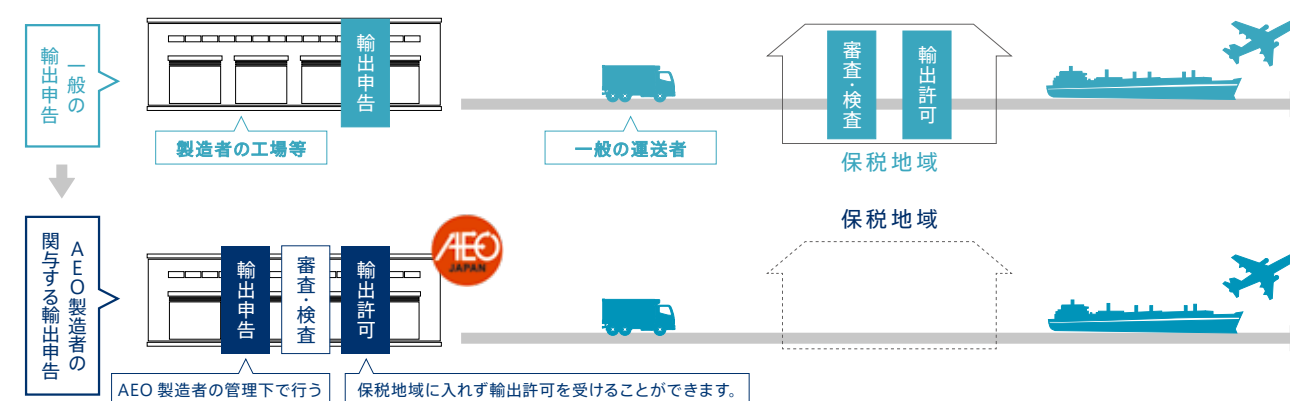
AEO 運送者になると



メリット

- 保税運送ごとの承認が不要
- 特定委託輸出貨物に係る申告について、輸出者の委託を受けて保税地域以外の場所から直接積込港まで運送を行うことが可能

AEO 製造者になると

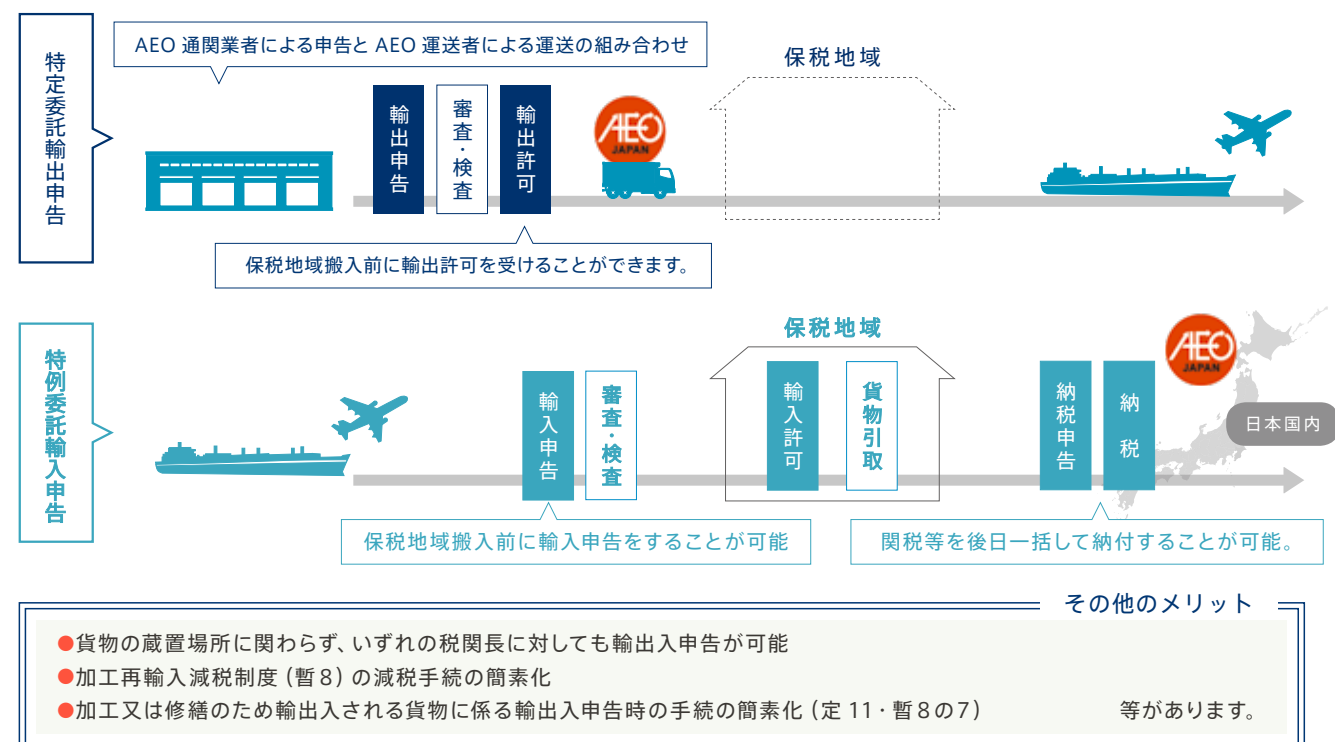


メリット

- 保税地域に搬入することなく輸出申告を行い許可を受けることが可能
- 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告が可能

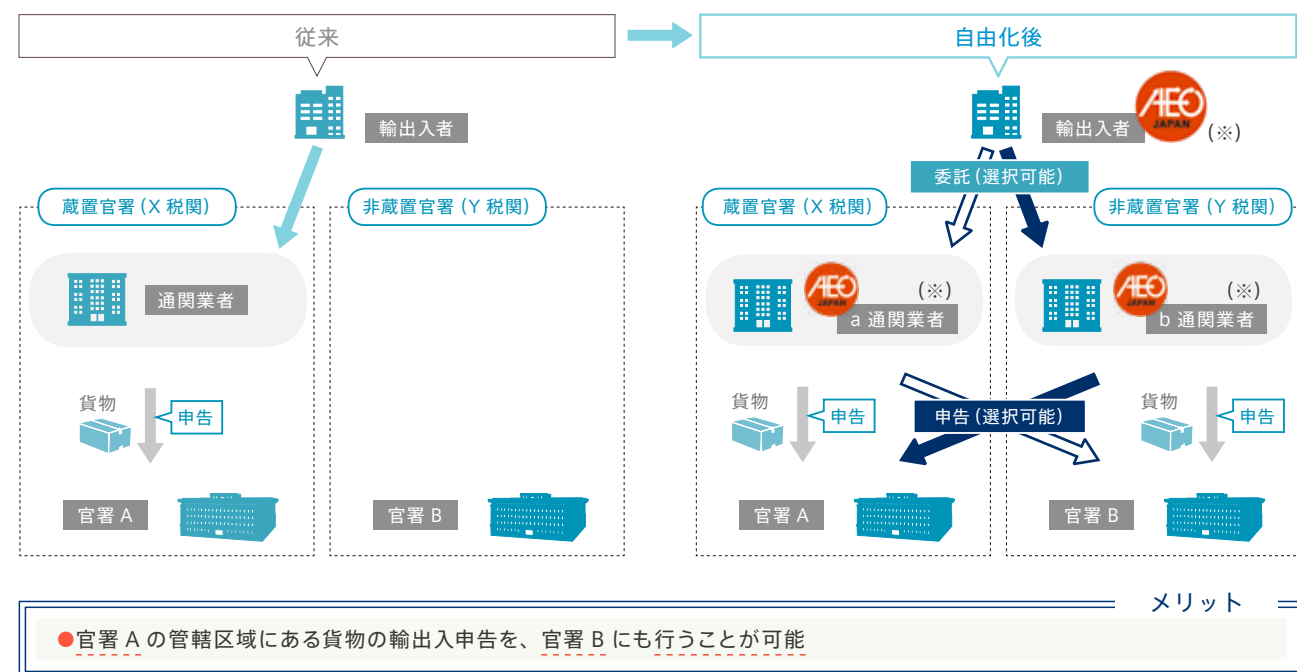
AEO 通関業者になると

特定委託輸出申告及び特例委託輸入申告が可能となります。
(下図参照)



輸出入申告官署の自由化

AEO 輸出入者、AEO 製造者及び AEO 通関業者については、
いずれの税関官署に対しても輸出入申告を行うことが可能



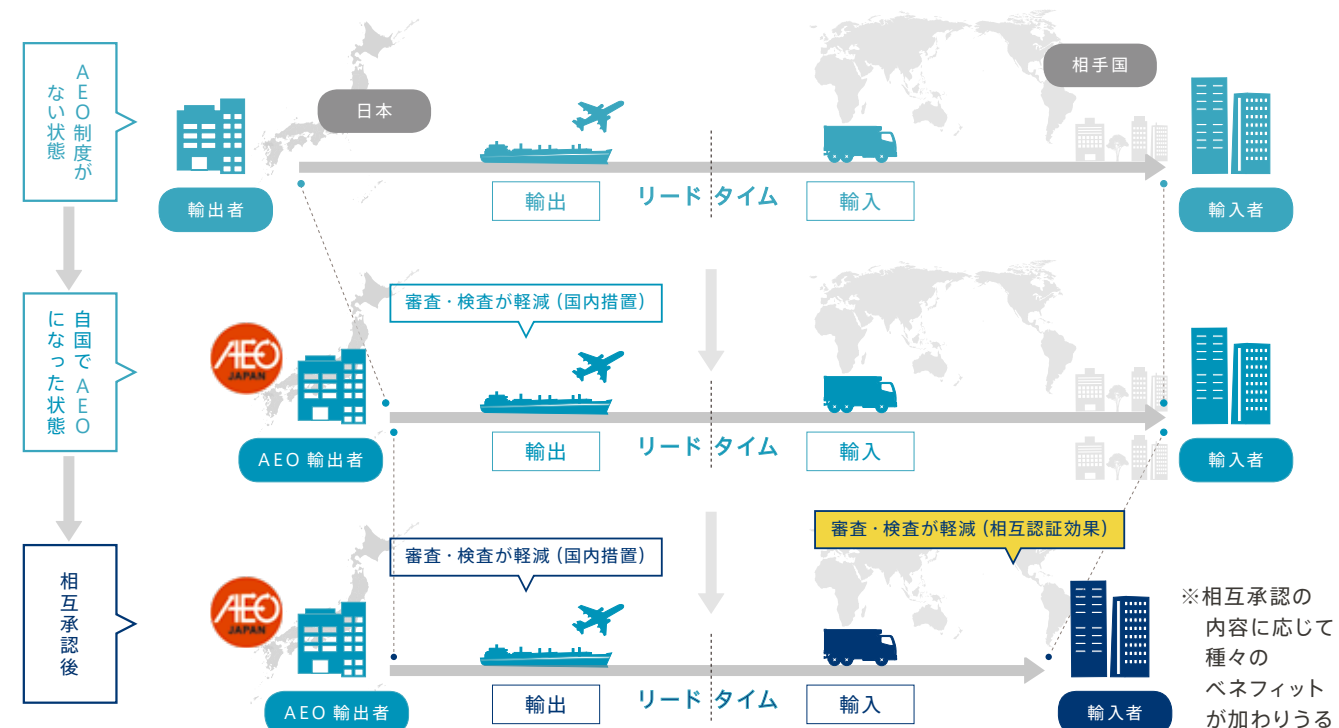
(※)「輸出入者」又は「通関業者」が AEO である場合。

海外の AEO 制度との連携 (AEO 相互承認)

AEO 制度を有する二国間で、それぞれの AEO 制度及び AEO 事業者を相互に承認することにより、二国間物流におけるセキュリティレベルを向上させつつ、国内外一貫した一層の物流円滑化を目指す相互承認が各国で結ばれています。
相互承認を結ぶと事業者にとって、以下のような効果があります。

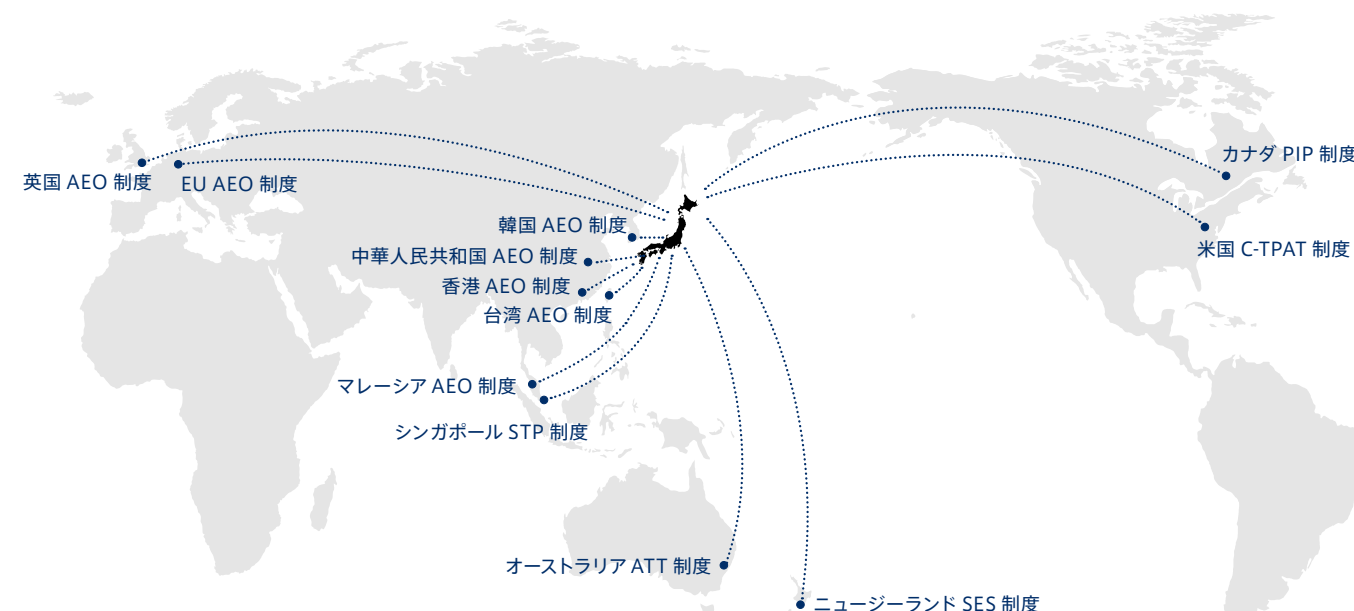
日本の AEO 事業者に対する相互承認効果の例

- ① 自社が関与する輸出入貨物について日本税関のみならず、相手国における税関手続でもリスクに応じて書類審査・検査の負担が軽減される等の追加効果が発生
- ② AEO としての企業ステータスが国際的に認知される



AEO 相互承認の状況

我が国税関も以下の 12 の国・地域と相互承認を行っており (令和 3 年 3 月現在)、
それ以外の国々とも協議等をすすめております。





3分漫画(You Tube)で AEOを知ろう！

AEO 制度

入門編動画



AEO 制度の主旨、一般的なメリットについて分かりやすく解説します。

上記の動画は、

税関チャンネルから閲覧できます

You Tube AEO

検索

<https://www.youtube.com/user/mof>

制度について、詳しく知りたい場合は、
最寄りの税関の AEO 制度担当部門にお問い合わせ下さい。

税関イメージキャラクター
カスタム君



■ 函館税関	0138-40-4254	■ 神戸税関	078-333-3071
■ 東京税関	03-3599-6343	■ 門司税関	050-3530-8312
■ 横浜税関	045-212-6125	■ 長崎税関	095-828-8801
■ 名古屋税関	052-654-4169	■ 沖縄地区税関	098-862-9291
■ 大阪税関	06-6576-3391		

税関 HP の AEO 制度の
説明も、ぜひご覧下さい。

<https://www.customs.go.jp/zeikan/seido/kaizen.htm>

税関 AEO

検索



2021.04



Authorized Economic Operator Program



AEO 制度

認定事業者



AEO 制度は

国際物流における

セキュリティ確保と円滑化の両立を

目指します

